



# 鳥取県公報

平成 26 年 2 月 4 日 (火)  
第 8 5 6 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (71) (東部振興課) . . . . . 2
	大規模小売店舗の廃止の届出 (72) (経済産業総室) . . . . . 2
	小型いかつり漁業の許可をすることができる数の最高限度 (73) (水産課) . . . . . 3
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (74) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第71号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成26年3月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年1月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人桔梗会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
武井 大典
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市行徳三丁目976-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、我国の少子高齢化社会の到来に対応して、相互扶助の精神に基づき、幼児から高齢者まで全ての人が、幸福で快適且つ安心して暮らしていく事が出来る様社会教育の推進や青少年の健全育成を図る活動、並びに高齢者の自立と連帯を促進し、居宅介護支援に関するサービスや福祉に係る調査研究及び相談・情報提供等を行うことにより、生活・文化・保健衛生の向上を図り、明るく高齢者にやさしい活力ある長寿社会の実現と健全な地域社会の発展に寄与する事を目的とする。

- 6 定款の変更事項  
事業

## 鳥取県告示第72号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨の届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
湖山ストア  
鳥取市湖山町北三丁目201-3
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
有限会社森フードセンター 代表取締役 森 満 鳥取市湖山町北二丁目304
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 変更前 1,367平方メートル  
 変更後 816平方メートル
- 4 基準面積以下となった年月日  
 平成26年1月21日
- 5 基準面積以下とする理由  
 店舗面積を縮小するため
- 6 届出年月日  
 平成26年1月20日
- 7 縦覧に供する書類  
 大規模小売店舗を設置している者の廃止届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
 平成26年2月4日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
 鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
 鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

#### 鳥取県告示第73号

県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者が営む小型いかつり漁業（総トン数10トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。）の許可をすることができる船舶の隻数の最高限度を定めないこととしたので、鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第23条第4項において準用する同条第3項の規定により告示する。

平成26年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第74号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月4日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社プレマスペース	鳥取市田園町三丁目335-2	ぱにーに	鳥取市田園町三丁目335-2	就労移行支援	平成26年2月1日

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年2月4日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

## 1 講習の種別及び受講対象者

## 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成26年3月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の 管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印鑑